本資料は執筆者個人の責任で作成し、発表するものであり、経済産業省としての見解を示すものではありません。

企業組織関連法制の整備と 制度的補完性について

経済産業省 知的財産政策室長中原 裕彦 / nakahara-hirohiko@meti.go.jp

企業組織関連法制の大展開

| 平成 6(1994)年改正 | 自己株式取得制限の緩和 |
|----------------|--|
| 平成 9(1997)年改正 | 合併法制の改正 ストック・オプション制度の導入 株式消却特例法の制定等 |
| 平成10(1998)年改正 | 株式消却特例法の改正(時限立法) |
| 平成11(1999)年改正 | 株式交換·株式移転制度の創設 子会社の業務内容等の開示の充実 |
| 平成12(2000)年改正 | 会社分割法制の創設 株式消却特例法の延長(資本準備金の部分、時限立法) |
| 平成12(2000)年改正 | 民事再生法の制定 |
| 平成13(2001)年春改正 | 金庫株の解禁·単元株制度の創設(株式消却特例法の廃止) CPのペーパーレス化 |
| 平成13(2001)年秋改正 | 種類株式の多様化·新株予約権制度の創設 会社関係書類の電子化 監査役制度の強化と代表訴訟制度の改正 |
| 平成14(2002)年改正 | 委員会設置会社の導入 商法への連結計算書類の導入 |
| 平成14(2002)年改正 | 会社更生法の全部改正 |
| 平成17(2005)年改正 | 動産・債権譲渡特例法の改正 |
| 平成17(2005)年改正 | 会社法の現代化(1.利用者の視点に立った会社類型の見直し、2.会社経営の機動性·柔軟性の向上、3.会社経営の健全性の確保、4.特別清算制度の見直し) |
| 平成18(2006)年改正 | 新信託法 |

全体に流れる一つの基本的考え方

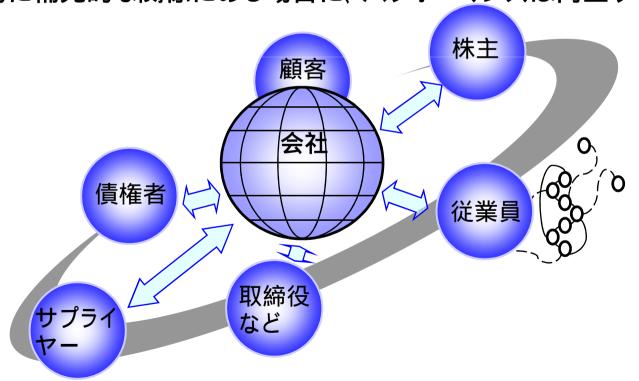
- ➤ グローバル化・IT化の流れの中にあっては、市場において得られた情報に対応して、いかに組織のTransformationを迅速かつ柔軟に行い、経営資源の有効活用をできるようにするかが鍵。
- 企業内の経営資源がアンバンドルし、timelyに知の合従連衡が図られることを目指す。



- 組織形態·資金調達手法の選択肢を過不足な〈シームレスに整備する。
- ➤ 組織形態間で裁定が適切に行われるよう環境を整備する。
- 組織内の経営資源が有効に活用されるようガバナンスを強化する。

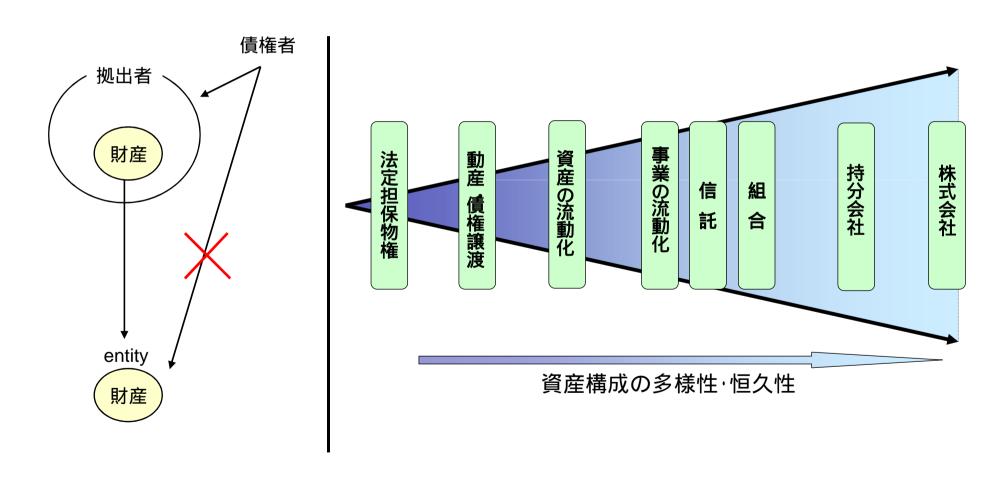
"entity"とは何か(1)

- <u>> "entity"とは、契約の結節点(nexus of contract)として機能するもの</u>
 - ·例えば、業務執行者との間では委任契約を、従業員との間では、雇用契約を、 金融機関との間では消費貸借契約を、他の会社との関係では、売買契約と いった如き。
 - ・企業活動とは、これらの各種契約の作用・反作用である。
 - ·これらの各種契約の裏付けとなる金融市場、人材市場、会社内人事システムが効率的に補完的な関係にある場合に、パフォーマンスは向上する。



"entity"とは何か(2)

財産の拠出者の債権者が強制執行等をすることができない 一定の目的に寄与する財産の固まりを創り出すこと。



LLP(Limited Liability Partnership)制度の概要

民法組合の特例として有限責任事業組合制度を創設。

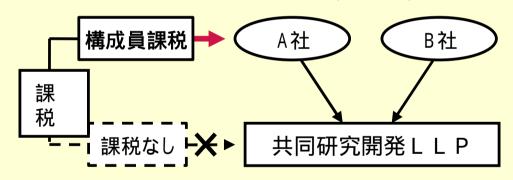
1.LLPの出資者全員に有限責任制を付与

<u>2.貢献に応じた柔軟な損益の配分</u>

民法組合と同様に、才能やノウハウを持つ中小企業や個人を高く評価することが可能に。

3.LLPに対する構成員課税の適用

民法組合と同様に、LLP段階では課税せず、組合員(構成員)に直接課税する仕組みを適用する。



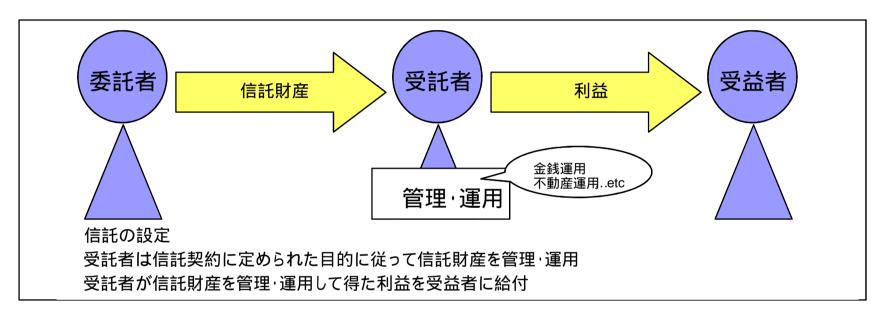
新規創業の促進

創造的な連携共同事業の促進

- ・中小企業同士の新規事業連携、・ベンチャーと大企業の連携
- ・産学連携、・ITや金融の専門人材による共同事業、・大企業同士の共同研究開発

信託とは

▶特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとすること。



> 新信託法の概要

- (1) 受益者の権利行使の実効性を図るための規律の整備 受益者の差止請求権、複数の受益者による意思決定、信託監督人
- (2) 時代のニーズに対応した新しい信託制度の創設 委託者が自ら受託者となる信託、 限定責任信託 受益証券発行信託、 受益者の定めのない信託
- (3) 受託者の義務等の適切な要件の下での合理化

今後に向けて

- ▶「いかなる経営を普及させるべきか」、「企業価値」とは何であるべきか」を議論するためには、我が国の各種市場が制度的に補完的に機能しているか(あるいは機能させるか)、をトータルで議論する必要がある。
- ➤ 金融市場改革、組織再編に係る法整備が一段落したにもかかわらず、これを 補完する形で労働市場改革が実現されていないことが、現在のシステムが十 分に機能していない現状を生じさせているのではないか。

